

下記の事業について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和4年2月4日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経営管理部財務局資産経営課

電話番号 054-221-2185

3 競争入札に付する物件

(1) 入札番号

財資第3004号

(2) 事業名称

令和4年度 静岡県本庁舎飲料用自動販売機設置事業（東館4階、西館3階及び別館9階）

(3) 事業概要

静岡県本庁舎（東館4階、西館3階及び別館9階）に飲料用自動販売機を設置する業者を募集する。

(4) 貸付場所

所在地	貸付場所		貸付面積	設置台数
静岡市葵区追手町9番6号	静岡県庁	東館4階	2.00m <sup>2</sup>	1台
		西館3階	2.00m <sup>2</sup>	1台
		別館9階	2.00m <sup>2</sup>	1台

※貸付面積には、回収ボックスの面積を含む。

(5) 貸付期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(6) その他の事項

開庁日及び時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後6時

（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は閉庁日）

職員数 東館約1,560人、西館約1,140人、別館約820人

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす法人又は個人とする。

- (1) 本県における物品購入等及び一般業務に係る競争入札参加資格を有している者において「営業種目62 食料品」を登録している者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てが成されている（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (3) 法人の場合は、静岡県内に本店、支店、営業所又は事業所を有し、個人の場合は静岡県内に居住し、又は店舗を設置し、業を営んでいること。
- (4) 募集公告の日から設置者決定までの間、静岡県から入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 静岡県内において、公告の日から過去10か年の間に静岡県、国又は他の地方公共団体等の庁舎、施設等に種類及び規模をほぼ同じくする自動販売機を設置した実績があること（飲料メーカーについて販売部門が別会社となっている場合は、当該別会社にその実績があること。）。
- (6) 静岡県内において、公告の日から過去5か年の間に、静岡県、国又は他の地方公共団体等の庁舎、施設等における飲料用自動販売機の設置にかかる入札若しくは見積合わせに参加した結果設置者として決定した場合において、当該契約の締結又は履行を妨げ、若しくは自己都合による契約解除など正当な理由なく当該契約を履行しなかったことがないこと。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

## 5 入札関係書類の配付期間及び配付場所、配付方法

### (1) 配付期間

令和4年2月4日（金）から令和4年2月15日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後5時00分まで

### (2) 配付場所

上記2及び申請書類等ダウンロードサービス（静岡県公式ホームページ電子行政サービス）

### (3) 配付方法

無料で直接配付する。郵送での配布を希望する者は返信用切手250円分を貼付した返信用封筒（定形外A4サイズ）を上記2まで送付すること。

## 6 入札参加申込書の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならぬ。なお、期限までに申込書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札

に参加することができない。

(1) 提出期間

令和4年2月4日（金）から令和4年2月15日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後5時00分まで。ただし、郵送の場合、令和4年2月15日（火）午後5時00分必着とする。

(2) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 静岡県における物品購入等及び一般業務に係る入札参加に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し（有効期限 令和5年8月）

ウ 支店長等入札参加資格者以外の者が参加する場合は、上記イの申請時に提出した入札参加資格者の委任状の写し

エ 誓約書

オ 販売品目一覧

カ 設置を希望する自動販売機及び容器回収ボックスの仕様が記載された書類の写し（寸法、消費電力等が確認できるもの）

キ 4(5)に係る実績を確認できる書類

ク 静岡県内において、公告の日から過去5カ年の間に、静岡県、国又は他の地方公共団体等の庁舎、施設等における飲料用自動販売機の設置にかかる入札若しくは見積合わせに参加した結果設置者として決定した場合において、当該契約の締結又は履行を妨げ、若しくは自己都合による契約解除など正当な理由なく当該契約を履行しなかった事実が無いことを証明する書類

ケ 長3号封筒（簡易書留料金を含む404円分切手を貼付）

(3) 提出場所

上記2に同じ。電送によるものは受け付けない。

(4) 入札参加資格の確認は、申込書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和4年2月22日（火）までに通知する。

(5) その他

ア 申込書及び資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出期限後における申込書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

ウ 提出された申込書及び資料は、返却しない。

エ 提出された申込書及び資料は、公表しない。

オ 申込書及び資料に用いる言語は日本語とする。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和4年2月25日（金）までに書面で持参することにより提出しなければならない。

(3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和4年3月2日（水）までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

(4) (2)の書面の提出先は、上記2に同じとする。

## 8 現場説明会

現場説明会は行わない。

## 9 入札執行の日時、場所等

(1) 入札執行日時

令和4年3月4日（金）午後1時30分

(2) 入札場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁本館 1階 資産経営課施設係控室

(3) その他

ア 電送及び郵送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。

ウ 入札執行に当たっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを入札執行場所へ持参し、提出すること。

エ 行政財産の年額貸付料について入札する。

オ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

カ 入札執行回数は、2回を限度とする。

(4) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 不要 契約保証金 必要

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札参加申込書に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

有効な入札のうち、予定価格以上、かつ、最高の金額で入札を行った者を落札者とする。ただし、最高金額の入札者が2人以上ある場合は、くじにより決定する。

(7) 契約書の作成の要否

要

## 10 その他

(1) 契約成立後、行政財産の年額の貸付料（落札金額に消費税及び地方消費税を含んだ金額）を、県が発行する納入通知書で納入すること。

(2) 落札者は、契約締結前に契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を、県が発行する納入通知書で納入すること。

なお、契約保証金の取扱いについては、以下のとおりとする。

- ア 契約保証金には、納付した日から還付を受ける日までの期間に対する利息は付さない。
  - イ 県は、貸付料、原状回復に要する費用その他の本貸付契約に基づき賃借人が負担すべき一切の債務の弁済に、契約保証金を充当することができる。
  - ウ 賃借人の負担すべき債務への契約保証金の充当は、賃借人からは主張できない。
  - エ 県は、貸付期間の満了又は貸付契約の解除により貸付契約が終了した場合において、貸付物件の明け渡しを受けたときは、速やかに、契約保証金から賃借人の債務を差し引いた額を返還する。
  - オ 賃借人は、県の承認を得ないで、契約保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権その他の担保に供することはできない。
  - カ 賃借人の都合又は賃借人が義務を履行しないために契約を解除した場合は、県に帰属し返還しない。
- (3) 光熱水費等については、自動販売機の設置者が負担するものとする。
- (4) 入札参加者は、入札心得及び契約書案等を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (5) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 照会窓口は、静岡県経営管理部財務局資産経営課（電話番号054-221-2185）とする。
- (7) 詳細は、募集要項による。